

給与や賃金を支払う方へ (源泉徴収票・給与支払報告書)

平成27年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、2月1日(月)までに全ての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署にも提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、全てを受給者の住所地(平成28年1月1日現在)の市町村に提出することになっています。青色申告をする方で、専従者給与を支払った方や臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

◆問い合わせ

税務課課税班
☎84-1212

決算・確定申告

早期提出のための 出張相談会

東金青色申告会横芝支部・光支部

◎光地区

と き 2月4日(木)

と ころ 町民会館

◎横芝地区

と き 2月7日(日)

と ころ 文化会館

《共通事項》

午前の部 午前9時30分～正午

午後の部 午後1時～4時

対 象 個人青色申告者

相談内容 記帳方法、決算書の作成、

確定申告(所得税)

◆問い合わせ

一般社団法人東金青色申告会

☎0475(52)1284

法定調書の作成・提出は e-Taxで

自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、法定調書等を税務署へ提出できます。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)、利用開始の手続きやパソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法や、よくある質問(Q&A)などをお知らせしていますのでご覧ください。

※平成27年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、2月1日(月)です。

◆問い合わせ

東金税務署 ☎0475(52)3121

※自動音声でご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

要介護認定者の所得税・町県民税の申告控除

障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりの状態や認知症などで日常生活に支障のある65歳以上の要介護(支援)認定者で、一定の基準に該当する場合、税の申告のときに「障害者控除対象者認定書」を添付することで障害者控除、または特別障害者控除が受けられます。対象の方には、1月中に福祉課から申請のお知らせを郵送します。

- ◎交付申請手順 ①郵送された申請書と印かんを持参し、福祉課へお越しください。
②福祉課で申請内容を確認します。
③福祉課から該当する障害者控除対象者認定書を交付します。

◎判定基準日 平成27年12月31日

◎判定基準

区分	障害理由	認定基準
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、ⅢaまたはⅢbの方
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはMの方
	寝たきり	主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1またはC2の方

◎交付申請をする必要がない方

- ・すでに身体障害者手帳等をお持ちで、該当する障害者控除を受けている方
- ・本人(対象者)または扶養義務者が非課税で、申告する必要がない方

◆問い合わせ 福祉課介護班 ☎84-1257